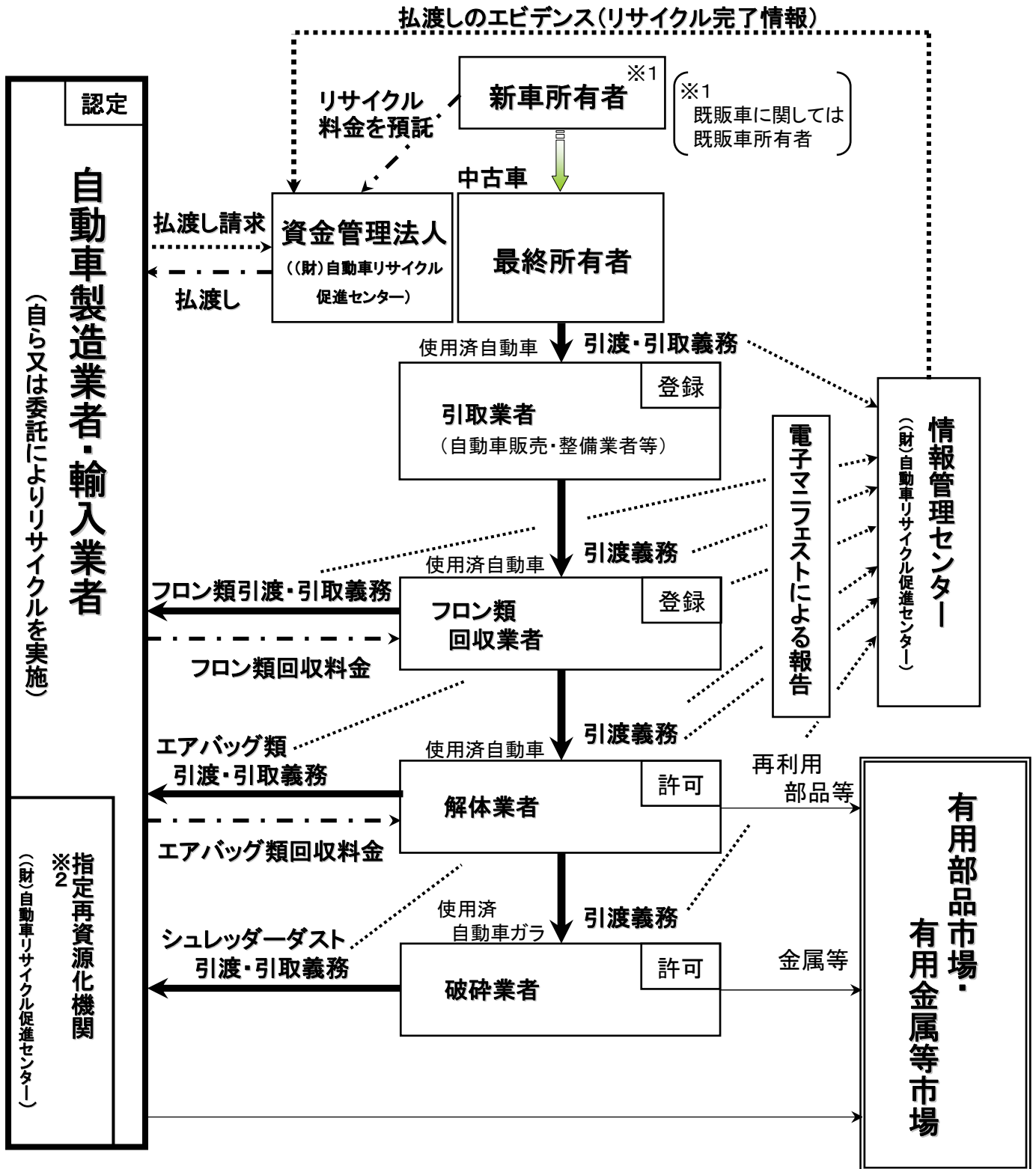


自動車リサイクル法の施行状況

1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況
2. 自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況
3. リサイクル料金の預託状況
4. リサイクル料金の管理・払い渡しの状況
5. 自動車リサイクルシステムの稼働状況
6. 離島対策・不法投棄対策
7. 不法投棄・不適正保管の状況
8. 自動車ユーザーへの理解促進活動

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



情報の流れ

使用済自動車等の流れ

金の流れ

※2 リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。

1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況 ①

➤自動車メーカー等は、シュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類、フロン類を引き取り、これを確実にリサイクル(フロン類については破壊)する体制を整備し、その義務を履行中。

【シュレッダーダスト】

規模の利益によるコスト削減、破砕業者の業務円滑化を背景に、以下の2チームに分かれてリサイクルを実施中(参考1)。

ART:いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、クライスラー日本(株)、日産自動車(株)、日産ディーゼル工業(株)、ピー・エー・ジーインポート(株)、フォード・ジャパン・リミテッド、富士重工業(株)、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)、メルセデス・ベンツ日本(株)、(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部

THチーム:ダイハツ工業(株)、トヨタ自動車(株)、日野自動車(株)、本田技研工業(株)、アウディジャパン(株)、ビー・エム・ダブリュー(株)、プジョー・シトロエン・ジャポン(株)、フォルクスワーゲングループジャパン(株)

【フロン類、エアバッグ類】

関連事業者の利便を考慮し「有限責任中間法人自動車再資源化協力機構」を設立し、同機構が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクル及び破壊を実施(参考2、3)。

【自動車メーカー等による再資源化等の体制】 ※平成20年6月末現在

	事業所数	事業者数	全部再資源化	合計
【フロン類】			(ART)	(250)
Ⅰ. 破壊施設	8	8	解体業者	180
Ⅱ. 運搬業者	0	0	破砕業者	138
Ⅲ. 指定引取場所	8	8	全部利用者(電炉等)	24
			その他(商社等)	30
【エアバッグ類】			(TH)	(278)
Ⅰ. 再資源化施設	5	3	解体業者	208
Ⅱ. 運搬業者	15	15	破砕業者	166
Ⅲ. 指定引取場所	26	7	全部利用者(電炉等)	23
Ⅳ. 車上作動実施者	2,545	2,387	その他(商社等)	18
【シュレッダーダスト】				
(ART)				
Ⅰ. 再資源化施設	60	51		
うちリサイクル施設	31	30		
Ⅱ. 減量・減容固化施設	14	14		
(TH)				
Ⅰ. 再資源化施設	58	47		
うちリサイクル施設	31	30		
Ⅱ. 減量・減容固化施設	11	10		

1. 自動車メーカー等による再資源化等の実施状況 ②

- ▶自動車メーカー等は、シュレッダーダスト・エアバッグ類のリサイクルの実施状況について、年度毎に公表する義務がある。
 ▶平成19年度は、各社とも基準(ASR:30%、エアバッグ類:85%)を上回るシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率を達成した(参考4、5)。

【3品目の引取・再資源化状況(平成19年度実績)】

		重量	個数	台数
シュレッダーダスト(ASR)	引取ASR重量(t)	584,305	—	3,288,506
	リサイクル施設に投入された重量(t)	457,546		—
	リサイクル施設から排出された残さ重量(t)	43,574		
	再資源化重量(t)	413,971		
	認定全部利用投入のASR相当重量(t)	59,018		340,811
	認定全部利用施設投入ASR相当重量(t)	59,018		—
	全部利用者から排出された残さ重量(t)	745		
	再資源化重量(t)	58,273		
エアバッグ類	取外し回収個数・台数	—	306,323	192,354
	再資源化施設引取重量(kg)	210,593	—	—
	再資源化重量(kg)	198,122		
	車上作動処理個数・台数	—	1,964,178	810,052
フロン類	CFC引取重量(kg)	191,813	—	708,817
	HFC引取重量(kg)	617,038		1,953,614

※各社及び指定再資源化機関公表数値を集計

【自動車メーカー等のリサイクル率】

【自動車メーカー等のリサイクルに関する収支】

	リサイクル率(%)	
	シュレッダーダスト	エアバッグ類
目 標	70(平成27年～) 50(平成22年～) 30(平成17年～)	85
H19年度	64.2～78	92～94.7
H18年度	63.7～75	93.5～95.1

	収支の状況(百万円)		
	払渡しを受けた 預託金	再資源化等に 要した費用	収支
H19年度	35～8,430	33～8,769	△338～135
H18年度	32～8,092	43～8,434	△342～119

※指定再資源化機関に委託して再資源化等を行う事業者を除く。
各社、公表ベースであるため、有効数字の桁数が異なる。

※自動車メーカー、輸入事業者は、再資源化等に直接要した費用の他、資金管理や移動報告に要する情報システム(自動車リサイクルシステム)のプログラム初期構築費用及び一定のシステムランニングコストを負担。

2. 自動車リサイクル法の事業者登録・許可の状況

- 自動車リサイクル法に基づき、引取業者・フロン類回収業者は自治体の登録を、解体業者・破砕業者については自治体の許可を受ける必要あり。
- 平成19年度末現在、約10万事業者が登録・許可を受けて業務を実施。(参考6)

【登録・許可の状況】

	事業者数			
	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
引取業者	85,144	88,122	88,301	78,591
フロン類回収業者	22,661	23,387	23,135	18,046
解体業者	5,490	6,251	6,505	6,611
うちみなし許可業者	2,214	2,172	2,129	-
破砕業者 (プレス、せん断のみ) (シュレッダー)	1,166 (1,043) (123)	1,224 (1,101) (123)	1,280 (1,145) (135)	1,298 (1,163) (135)
うちみなし許可業者	758	736	752	-
計	114,461	118,984	119,221	104,546

※同一事業者が自治体をまたがって事業所登録・許可されている場合はそれぞれの自治体にてダブルカウントされている。

【平成19年度末情報管理センターへの事業者・事業所登録の状況】

	平成19年度末		(参考)19年度 引取実績のあった 事業所
	事業者	事業所	
引取業者	60,220	79,758	29,021
フロン類回収業者	13,407	19,870	5,907
解体業者	6,113	6,515	4,624
破砕業者	1,124	1,397	1,069
計	80,864	107,540	40,621

▶各地方自治体においては、定期的な立入検査の実施などにより、違法行為や不適正行為等に対し、数多くの指導・勧告を行い許可の取消に至った案件が法施行後累計で70件、告発にまで至った案件が法施行後累計で5件となった。(参考7)
 ▶国としても、法律上の考え方の整理等を通じて、地方自治体の動きをサポートしてきたところであり、引き続き、国・地方自治体で連携を深めつつ、活動を展開。

【行政処分等の状況(参考)】

(件数)

	H17.1~ H17.3	H17.4~ H18.3	H18.4~ H19.3	H19.4~ H20.3	合計
指導・助言(19条)	271	2,621	1,745	688	5,325
勧告・命令(20条)	0	13	14	4	31
停止(51条(引取))	0	0	1	0	1
取消(51条(引取))	0	6	24	5	35
停止(58条(フロン回収))	0	0	1	0	1
取消(58条(フロン回収))	0	6	14	1	21
停止(66条(解体))	0	0	1	0	1
取消(66条(解体))	0	3	4	5	12
停止(72条(破碎))	0	0	1	0	1
取消(72条(破碎))	0	2	0	0	2
勧告・命令(90条)	0	18	28	120	166
報告徴収(130条)	1	165	47	28	241
告発	1	3	1	0	5

【自動車リサイクル法違反により告発に至った事案】

自治体	処分等の日	処分等の内容	理由
沖縄県	H17/1/17 H17/7/14	告発 刑事処分	無許可破碎による自動車リサイクル法違反
北海道	H17/8/30 H18/1/12	告発 刑事処分	無許可解体による自動車リサイクル法違反
浜松市	H17/10/26 H18/4/12	告発 刑事処分	無許可解体による自動車リサイクル法違反
宮城県	H18/3/2 H18/9/13	告発 刑事処分	無登録引取、無許可解体による自動車リサイクル法違反
千葉県	H18/11/10 H18/12/10	告発 刑事処分	無許可解体、無許可破碎による自動車リサイクル法違反

※その他逮捕された事案が4件都道府県から報告されている。

3. リサイクル料金の預託状況

➤リサイクル料金は、不法投棄の防止、預託手続きの簡便性の観点から、原則、新車購入時に前取りで、預託する仕組みになっている。既販車のうち、法施行直前に登録された新車は初めての車検まで3年がかかるが、車検時預託制度を利用して、国内で使用される自動車のほとんどについて、リサイクル料金の預託が完了済み。車検時預託制度は本年1月をもって終了。今後は、新車販売時（一部、車検時で預託されなかった車両は引き取り時）において、預託される。（参考8）

【預託の種類】＜平成20年2月～新車登録時及び引取時のみ＞

預託種別	対象の自動車	預託のタイミング	預託の方法
新車登録時	施行後販売される自動車	新車登録・検査時まで	新車ディーラーを通じて預託を実施
引取時	既販車のうち継続検査等を受けずに使用済となるものや構内車等	使用済となって引取業者に引渡す時まで	引取業者を通じて預託を実施
車検時 (平成20年1月末で終了)	既販車のうち継続検査等を受ける自動車	法施行後最初の継続検査等の時まで	車検場近傍に設置する端末又は整備事業者を通じて預託を実施

【平成19年度の預託別の実績】

預託種別	預託台数		預託金額(千円)	
	平成19年度	法施行後累計	平成19年度	法施行後累計
新車登録時	5,324,759	18,567,780	59,347,861	204,820,588
車検時	3,366,756	63,044,979	37,715,454	608,109,534
引取時	843,233	5,935,259	4,914,987	43,836,889
合計	9,534,748	87,548,018	101,978,302	856,767,012

(注1)法施行後累計：平成17年1月～平成20年3月の累計。以下本資料中同じ。

(注2)法対象外車両の存在や預託のタイミングのズレがあるため、販売台数等とは厳密に一致しない。

【平成19年度末の預託台数及び預託金額残高】

リサイクル料金の法施行後累計から払渡、輸出返還、特定再資源化預託金等出えんを控除した台数及び金額の残高。

預託台数(台)*1)	預託金額(千円)
74,753,210	761,793,251

*1)後付装備は除く

4. リサイクル料金の管理・払渡しの状況

- ▶ 預託されたリサイクル料金は、資金管理法人である(財)自動車リサイクル促進センター(以下、JARC: Japan Automobile Recycling promotion Center)において管理することとなっている。
- ▶ 資金管理の方針は、有識者・消費者代表から構成される第三者委員会の資金管理業務諮問委員会の審議を経た上で決定。
- ▶ 運用方法は法律で限定されており、この方針に従って資産運用を実施。
- ▶ 透明性を確保するため、運用の状況は四半期ごとに公開。

【資金管理業務諮問委員会での審議内容】

○資金管理業務諮問委員会は、四半期毎に開催され、経済又は金融・会計に関する有識者や一般消費者の代表が委員として任命されており、自動車リサイクル料金の運用状況、自動車メーカー等への自動車リサイクル料金の払い渡し、中古車輸出に伴う自動車リサイクル料金の返還、離島対策・不法投棄等対策支援費用に対する出えん等、自動車リサイクル料金の管理状況に対して審議を行っている。なお、これまで25回開催されており、当該審議内容はホームページ上で公表されているところ。

○現在までに、運用の基本方針の策定・変更や自動車リサイクル料金の管理状況に対する審議に加え、一般消費者にとってわかりやすい情報開示の改善及び内部統制(ガバナンス)の維持・強化についての提言、使用済自動車処理状況検索機能について利用者の視点からの開発及び活用方法についての要望がなされ、実行しているところ。

【運用の基本方針】

○運用収益の獲得に際しては、元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向を踏まえたものとする。

○運用方法は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債、金融債(国債、政府保証債以外については、AAランク以上の格付けの債券のみ)とする。

○リスク管理に重点を置く観点から、ラダー型運用(短期から長期までの債券を均等に保有する方法)とし、各債券の構成比についても、市場における各債券種別の構成比率に準じたものとする。

○四半期に1回、資産運用の状況・成果を評価し、その結果を公表する。

○リスク管理のために管理責任者の設置等の内部体制を整備。

【平成19年度末時点のリサイクル料金の運用状況】

	実 績		目標比率 (%)
	運用残高(千円)	比率(%)	
国債	589,802,552	77.5	77.5
政府保証債	61,764,419	8.1	8.1
地方債	46,451,784	6.1	6.1
社債	41,973,094	5.5	5.5
財投機関債	14,498,077	1.9	1.9
金融債	6,816,526	0.9	0.9
合計	761,306,452	100.0	100.0

【平成19年度のリサイクル料金の払渡し状況】

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(JARC再資源化支援部)、及び情報管理センター(JARC情報管理部)に、該当の自動車に係るリサイクル料金の払渡しを行う。

品 目 別	件 数		払渡金額(千円)	
	平成19年度	法施行後累計	平成19年度	法施行後累計
A S R	3,631,616	9,679,225	21,889,180	57,509,176
エアバッグ類	978,573	2,119,060	1,895,214	4,023,845
フロン類	2,672,758	7,169,707	5,640,395	15,053,883
情報管理料金	3,723,911	10,295,191	614,316	1,660,813
合 計	11,006,858	29,263,183	30,039,105	78,247,717

(注)金額に利息を含む。

【平成19年度の輸出返還の状況】

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済の自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を受け、リサイクル料金の返還を行う。

返還台数(台)		返還金額(千円)	
平成19年度	法施行後累計	平成19年度	法施行後累計
1,095,991	1,496,950	11,594,058	15,504,400

(注)金額に利息を含む。

【平成19年度の特定再資源化預託金等の発生状況】

(単位:千円)

	エアバッグ類		フロム類		ASR		情報管理料金		合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
累計	113,045	229,328	220,463	463,721	94,690	573,851	9,811	1,276	1,268,176

【平成19年度の特定再資源化預託金等の出えん状況】

資金管理法人は管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等を資金管理法人の実施する資金管理業務、指定再資源化機関の実施する離島対策支援事業等及び情報管理センターの実施する情報管理業務に要する費用に出えんできるとなっている。平成19年度は、電子マニフェストの業務の高度化に加え、資金管理法人の使用済み自動車の処理状況がJARCのHP上でチェックできる「使用済み自動車処理状況検索機能」のシステム開発に出えんを行った。

承認年月	出えん額(千円)	
平成19年6月	資金管理法人	0
	指定再資源化機関	0
	情報管理センター	110,000
平成20年1月	資金管理法人	397,133
	指定再資源化機関	0
	情報管理センター	0

5. 自動車リサイクルシステムの稼働状況

- ▶販売店、解体業者など約10万もの関連事業者が自ら扱った使用済自動車の引取・引渡についてインターネットを經由して自動車リサイクルシステムに報告(移動報告)することになっている。(参考9)
- ▶平成19年度において約371万台の使用済自動車の引取報告がなされた。
- ▶情報システムの安定的な稼働、関連事業者等からの改善要望への対応のため、不断に情報システムの改善を実施中。
- ▶今後とも更なる効率化に努めるとともに、万全の運営を実施。

【工程別電子マニフェストの実績状況】

工程種別	引取報告件数		引渡報告件数	
	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
引取工程	3,708,996	3,573,215	3,717,347	3,584,585
フロン類回収工程	2,792,803	2,621,280	2,792,951	2,619,487
解体工程*1)	3,867,349 (149,065)	3,738,877 (154,925)	3,875,309 (149,445)	3,739,752 (155,298)
破砕工程*1)	6,294,748 (2,623,147)	5,848,370 (2,306,910)	6,341,740 (2,627,370)	5,850,033 (2,310,124)

*1 ()内は同一工程内の移動報告件数(内数)

【自動車メーカーの3品目の引取状況】

品目種別	引取報告件数	
	平成19年度	平成18年度
フロン類	2,662,431	2,470,347
エアバッグ類	1,002,406	724,072
ASR	3,288,507	2,989,046

【全部利用の状況】

全部利用実績	引渡報告件数	
	平成19年度	平成18年度
解体から全部利用へ		
・認定全部利用	0	0
・非認定全部利用(電炉)	1,287	830
・非認定全部利用(輸出)	50,370	40,937
破砕工程から全部利用へ		
・認定全部利用	340,810	414,689
・非認定全部利用(電炉)	23,007	34,460
・非認定全部利用(輸出)	10,935	60,329

【全部利用について】

解体自動車(廃車ガラ)は通常、破砕業者にて破砕処理され、電炉・転炉等において鉄鋼の原料とされる。しかし破砕を経ず、解体自動車をプレス処理し、そのまま鉄鋼の原料として電炉等に投入する場合や、スクラップ源として輸出する場合もあり、このように直接、電炉・転炉に投入することなどを全部利用という。

自動車リサイクル法では、主務大臣の認定を受け、自動車メーカー・輸入業者・破砕業者・電炉・転炉業者と共同で全部再資源化を行う場合には、ASRの再資源化率に算入することが認められている。

6. 離島対策・不法投棄対策

- ▶フロン類の再利用、事故によるエアバッグ類の展開、廃車ガラの輸出(「非認定全部利用」)等によって、使用されることがなくなったりリサイクル料金は、法第98条により「特定再資源化預託金等」として離島対策、不法投棄対策の支援事業に出えんできることになっている。
- ▶この制度を活用して、JARCでは、平成17年10月から使用済自動車の離島からの運搬費用、行政代執行を前提とした不法投棄車両の処理費用に対して、最大で8割の支援を行っている。
- ▶出えん金をもって行う、離島対策等支援事業については、第三者委員会である離島対策等検討会において、同事業の業務内容及び効率性について審議を行っている。
- ▶離島支援事業については、平成19年度に約2.5万台の運搬を支援するとともに、問題を抱えるほぼ全ての離島所在市町村(120自治体)と支援体制の構築を完了。

【離島対策の概要】

	要請市町村数	保有台数 構成比(%)	予定発生 台数 (台)	出えん 計画 (千円)	要請しない市町村 (12市町村)
18年度計画	119	99.7	63,593	294,645	・島内に車、道路がない 平生町・光市(山口県)、阿南市・牟岐町 (徳島県)、志摩町(福岡県)、上天草市 (熊本県)、串間市(宮崎県)、出水市(鹿 児島県) ・輸送費が安く、費用対効果が低い 福山市(広島県)、岩国市(山口県) ・19年度は発生せず 田布施町(山口県)、南郷町(宮崎県)
19年度計画	121 *	99.9	43,810	201,923	
20年度計画 (予定)	120 *	99.9	38,717	179,114	

【平成19年度離島対策の実績】

* 鹿児島県屋久町・上屋久町合併のため1減

	要請	実績	実績			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
市町村数	120 *	96	72	74	68	61
発生台数 (台)	43,810	25,120	8,981	6,337	6,874	2,928
月当たり発生台数 (台/月)	3,651	2,093	1,996	2,112	2,291	1,952
出えん額 (千円)	201,923	108,128	37,162	27,632	30,573	12,761
輸送単価 (千円/台)	5.8	5.4	5.2	5.5	5.6	5.4

- 離島対策支援事業の更なる定着化を図るため、JARCは離島地域を訪問し支援活動を実施。
- 今後も自動車リサイクルシステムの円滑な運用を図る観点から、本支援事業の活用促進のため、引き続き訪問活動、好事例の収集、ポスター等による周知活動及び、19年度から開始した業務確認検査などの取組みを行う。

【平成19年度JARC離島支援活動実績】(参考10)

活動内容	実施内容
訪問活動 (訪問箇所、66市町村)	・「核となる人・中核事業者」(区長、漁協組合長、島内関連業者等)への支援ということで、66市町村(延べ88回)を訪問支援のうえ、事業者/住民説明会・個別打合せ等実施。うち26市町村で制度の利用あり、14市町村については制度の利用に至らず今後も支援活動を実施予定。
他市町村の好事例横展開による市町村個別課題解消	・新たに10例収集済。既存部分と合わせて22例をHPに掲載。 JARC HP(http://www.jarc.or.jp/recycle/support/case/) (主な好事例) ・広報活動 …「周知ポスターお知らせ欄の好事例」(福岡県 宗像市) ・放置車両撤去…「島内放置車両撤去の好事例」(沖縄県 多良間村)
ポスター活用による周知活動強化	・全120市町村に掲示済。(参考11)
市町村業務確認検査	・市町村における受付・支払い業務の確認検査用検査マニュアルを新規に作成。マニュアルをHPに掲載中。 JARC HP(http://www.jarc.or.jp/recycle/support/format) ・作成後、大規模な市町を中心に12市町を検査。 重大な指摘事項はなく、適正に業務が行われていることを確認。

- 不法投棄等対策支援事業の初回事案である、札幌市及び奄美市の2事業を19年度に実施し、年度内に完了した。
- 本事業は、自治体が不適正処理された使用済自動車等を行政代執行にて撤去・処理した場合に、リサイクル料金の一部を活用して、処理費用の支援を行うもの。

【平成19年度不法投棄対策の実績】(参考12)

支援先	北海道札幌市	鹿児島県奄美市
発生場所	北海道札幌市清田区	鹿児島県奄美市知名瀬及び根瀬部地区
不法投棄物品種類	使用済自動車 解体自動車 その他自動車由来の廃棄物	①知名瀬地区 解体自動車及び自動車由来の廃棄物 ②根瀬部地区 使用済自動車及び解体自動車
処理量	使用済自動車 90台(108t) 解体自動車 67台(49t) その他自動車由来の廃棄物 42.6t 合計 199.6t	①解体自動車等 178t ②解体自動車等 152t うち使用済自動車24台(14t) 合計 330t
工期	11月1日～12月15日(実働35日間)	1月7日～2月14日(実働26日間)
出せん額 ／総事業額	5,233千円／6,541千円	11,600千円／14,500千円

7. 不法投棄・不適正保管の状況

- ▶全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月末の21.8万台から、平成20年3月末には2.2万台まで減少。また離島における不法投棄等車両も平成16年9月末の16.7千台から、平成20年3月末には1.3千台まで減少。大規模案件(100台以上)も平成16年9月末の13.2万台から、平成20年3月末には0.5万台まで減少。(参考13)
- ▶この要因としては、①自動車リサイクル法施行に伴い使用済自動車はすべて廃棄物とみなされるようになったため、行政側の指導が容易になったこと、②スクラップ市況の好転等により撤去等の費用低減が可能な状態にあるためと考えられる。
- ▶不法投棄事案が発生した場合には、特定再資源化預託金等を活用して、これを速やかに処理する体制を構築済み。

【不法投棄・不適正保管車両の状況】

(台数)

	全 国			うち離島分								
			不適正保管	不法投棄				不適正保管	不法投棄			
H16.9 末	218,359 —		195,860 —	22,499 —		16,707 —		13,503 —	3,204 —			
H17.3 末	140,436 (-35.7%)		122,599 (-37.4%)	17,837 (-20.7%)		14,013 (-16.1%)		9,640 (-28.6%)	4,317 (+34.7%)			
H18.3 末	57,080 (-73.9%)		44,203 (-77.4%)	12,877 (-42.8%)		6,138 (-63.3%)		2,670 (-80.2%)	3,468 (+8.2%)			
H19.3 末	35,064 (-83.9%)		26,834 (-86.3%)	8,230 (-63.4%)		2,796 (-83.3%)		1,216 (-91.0%)	1,580 (-50.7%)			
	法施行前 に発生	法施行 後に発生	法施行前 に発生	法施行 後に発生	法施行 前に発生	法施行 後に発生	法施行 前に発生	法施 行後に 発生	法施行 前に発生	法施 行後に 発生	法施行 前に発生	法施行 後に発生
	30,923	4,141	24,929	1,905	5,994	2,236	2,648	148	1,098	118	1,550	30
H20.3 末	22,280 (-89.8%)		16,443 (-91.6%)	5,837 (-74.1%)		1,253 (-92.5%)		631 (-95.3%)	622 (-80.6)			
	法施行前 に発生	法施行後に 発生 (平成19年 度に発生)	法施行前 に発生	法施行 後に発生 (平成19 年度に 発生)	法施行 前に発生	法施行 後に発生 (平成19 年度に 発生)	法施行 前に発生	法施 行後に 発生 (平成 19年 度に 発生)	法施行 前に発生	法施 行後に 発生 (平成 19年 度に 発生)	法施行 前に発生	法施行 後に発生 (平成19 年度に 発生)
	16,531	5,749 (1,259)	12,797	3,646 (351)	3,734	2,103 (908)	924	329 (10)	393	238 (1)	531	91 (9)

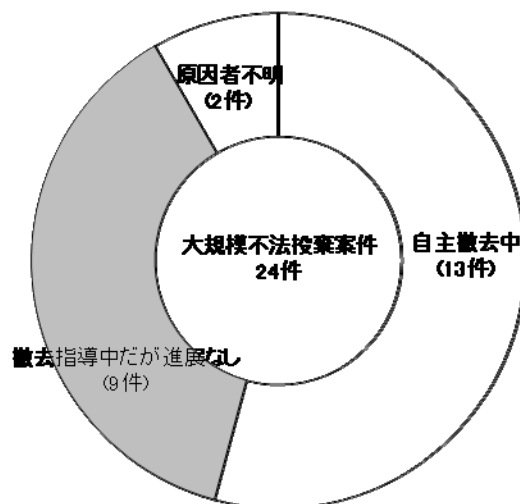
【大規模案件(100台以上)の推移】(参考14)

H16.9末		H17.3末		H18.3末		H19.3末		H20.3末
450件 131,709台	⇒	258件 72,516台	⇒	91件 24,288台	⇒	53件 11,313台	⇒	24件 4,724台

【大規模案件(100台以上)の今後の見通し】

自主撤去の進んでいない案件の所在地等

自治体	所在地	不適正保管・不法投棄台数
撤去指導中・進展なしの案件		
福島県	相馬市内	100
郡山市	郡山市内	200
茨城県	北茨城市内	100
	守谷市内	250
	茨城町内	100
	茨城町内	150
静岡県	富士市内	100
	富士宮市内	240
三重県	鈴鹿市内	100
原因者不明の案件		
埼玉県	深谷市内	100
	深谷市内	100



(参考) 路上放棄車の処理支援について

路上放棄車を市町村が処理するに際し、自動車製造業・販売関係業界が設立した路上放棄車処理協会※に協力要請があった場合には、協力会から市町村に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額の寄付を行う体制が平成3年に整備されている。

※構成員 (社)日本自動車工業会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会及び日本自動車輸入組合

(過去6年間の支援実績)

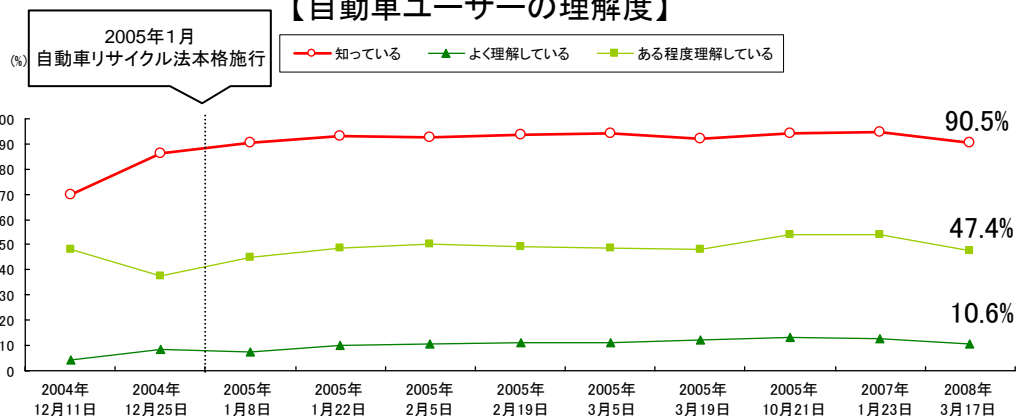
	協力台数(台)	寄付金総額(万円)
平成14年	16,901	21,098
平成15年	16,051	19,973
平成16年	14,549	16,789
平成17年	8,533	8,899
平成18年	8,078	7,578
平成19年	5,291	4,963

8. 自動車ユーザーへの理解促進活動

➤これまで、教習所や環境イベントなど広報手段・ツールを多様化させて、自動車ユーザーへの理解促進活動を集中的に実施してきた結果、自動車リサイクル法の認知度及び自動車リサイクル料金の預託に対する理解は一定程度得られてきたが、同料金の用途や取り回し等についてはユーザーの理解は未だ不十分。

➤今後は、新規に自動車に乗るユーザーへの基礎的な内容も含め、既存のユーザーの理解度が未だ不十分な内容の理解増進を図るべく、広報効果が高い広報手段・ツールを活用して理解促進活動を行っていく。

【自動車ユーザーの理解度】



【これまでの主な理解促進活動の内容】

媒体等	内容
教習所	H18.11~H19.3 310校にて訴求映像を流し、 H19.11~H20.3 1,200校にてリーフレット65万枚配布
アウトドアメディア	大都市圏を中心とした各種電車の中吊り広告(H18.12)・窓上広告(H19.10~11)、ラッピングバス(H18.12~H19.3)
大学	BOXティッシュ、チラシの配布及び理解度アンケート調査の実施(H19.11)
ガソリンスタンド	BOXティッシュ、チラシの配布及び理解度アンケート調査の実施(H19.10)
イベント	東京モーターショー(H17.11, H19.11)、エコプロダクツ展(H18.1/H19.12)、ENEX(H20.1)等の各種イベントや経済産業省内ロビー(H19.1)において、リサイクル部品等を展示
テレビCM	施行前後及びH17.9月上旬に集中的に実施。御存知ですか(日本テレビ: H19.11/1)
ラジオCM	長時間CMや時報を利用した定期的な放送(H16.11~H17.3、H17.3~H18.3、H18.7~12)
新聞広告	H16.7(7段)、H16.12(15段)、H17.9(5段)
雑誌広告	H16秋(37回)、H17秋(11回)と幅広いジャンルの雑誌へ広告を掲載
リーフレット	施行前のH16.7及びH16.10、施行後のH17.7にそれぞれ約1,000万枚、H18.7に約300万枚、H19.11に約530万枚配布
ポスター	施行前のH16.10及び施行後のH17.3~H17.10に、自動車関係団体及び自治体等に対して各々約15万部配布
ポスティング新聞	H18.7(9段)主婦向け 900万部配布
ショッピングモール	全国95店舗×平均8カ所にH18夏の2週間大型ポスター展示

【昨年度の広報事業で活用した主な媒体】

①BOXティッシュ



②成果チラシ

